

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年9月18日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第1号

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の勤務時間等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「校長は、」の右に「別に定めるところにより、」を、「認めるとき」の右に「又は教職員が申し出たとき」を加える。

第11条中「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、」を削り、「第19条第1項の規定による」を「第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する」に改める。

第20条を第22条とし、第16条から第19条までを2条ずつ繰り下げ、第15条の次に次の2条を加える。

(仕事と育児との両立に資する制度等)

第16条 教職員条例第46条の2において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下この条及び次条において「準用市職員条例」という。）第12条第1項第1号若しくは第2号又は第2項第1号若しくは第2号の規定により措置を講じるに当たっては、同条第1項第1号に規定する出生時両立支援制度等又は同条第2項第1号に規定する育児期両立支援制度等の請求又は申出を控えさせることとならないよう配慮するものとする。

2 準用市職員条例第12条第1項又は第2項の規定により措置を講じる場合には、次の各号のいずれかの方法（第3号に掲げる方法にあっては、教職員が希望する場合に限る。）によって行うものとする。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）（以下「電子メール等」という。）を送信する方法（教職員が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。次条第5項第3号において同じ。）

3 準用市職員条例第12条第1項第1号に規定する教育委員会が定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務
- (2) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業
- (3) 早出遅出勤務（第2条第5項の規定による始業時刻及び終業時刻の繰下げ又は繰上げ（第21条第1項の規定に基づくものも含む。）をいう。以下同じ。）
- (4) 第6条第1項又は第2項の規定による正規の勤務時間を超える勤務の制限及び第7条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置として別に定めるもの

4 準用市職員条例第12条第1項第1号に規定する教育委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項各号に掲げる制度又は措置
- (2) 前号の制度又は措置の請求先又は申出先
- (3) 地方公務員等共済組合法第70条の5第1項に規定する育児時短勤務手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

5 準用市職員条例第12条第1項第3号に規定する教育委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 始業時刻又は終業時刻
- (2) 勤務場所
- (3) 業務量の調整
- (4) 前3号に掲げるもののほか、別に定める事項

6 対象教職員（3歳に満たない子を養育する教職員をいう。次項において同じ。）が複数の3歳に満たない子を養育している場合において、そのうち1人の子に係る準用市職員条例第12条第2項の規定による措置を講じた時点が他の子に係る次項に規定する期間の始期の到来前であるときは、当該他の子に係る当該期間内に同項の規定による措置を講じるものとする。

7 準用市職員条例第12条第2項各号列記以外の部分に規定する教育委員会が定める期間は、対象教職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間とする。

8 準用市職員条例第12条第2項第1号に規定する教育委員会が定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 第3項第1号から第4号までに掲げる制度又は措置
- (2) 前号に規定するもののほか、教職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置として別に定めるもの

9 準用市職員条例第12条第2項第1号に規定する教育委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第1号又は第2号に掲げる制度又は措置
- (2) 前号の制度又は措置の請求先又は申出先

10 準用市職員条例第12条第2項第3号に規定する教育委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 第5項第1号から第3号までに掲げる事項
- (2) 前号に規定するもののほか、別に定める事項
(仕事と介護の両立に資する制度等)

第17条 準用市職員条例第13条第1項の規定により措置を講じるに当たっては、同条第1項に規定する介護両立支援制度等（以下「介護両立支援制度等」という。）の請求又は申出を控えさせることとならないように配慮するものとする。

2 準用市職員条例第13条第1項又は第2項の規定により第4項各号に掲げる事項を知らせる場合には、次の各号のいずれかの方法（第3号に掲げる方法にあっては、教職員が希望する場合に限る。）によって行うものとする。

- (1) 面談による方法
- (2) 書面を交付する方法
- (3) 電子メール等を送信する方法

3 準用市職員条例第13条第1項に規定する教育委員会が定める制度又は措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 早出遅出勤務
- (2) 第6条第3項において準用する同条第1項又は第2項の規定による正規の勤務時間を超える勤務の制限及び第7条第2項において準用する同条第1項の規定による深夜勤務の制限
- (3) 準用勤務時間等条例第8条第1項に規定する介護休暇

(4) 準用勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する介護時間

(5) 前各号に規定するもののほか、教職員の仕事と介護との両立に資する制度又は措置として別に定めるもの

4 準用市職員条例第13条第1項に規定する教育委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 前項各号に掲げる制度又は措置

(2) 前号の制度又は措置の請求先又は申出先

(3) 地方公務員等共済組合法第70条の4第1項に規定する介護休業手当金その他これに相当する給付に関する必要な事項

5 準用市職員条例第13条第1項に規定する教育委員会が定める措置は、次に掲げるもの（第3号に掲げる措置にあっては、教職員が希望する場合に限る。）とする。

(1) 面談による方法

(2) 書面を交付する方法

(3) 電子メール等を送信する方法

6 準用市職員条例第14条第3号に規定する教育委員会が定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置は、次に掲げるものとする。

(1) 教職員の介護両立支援制度等の利用に関する事例の収集及び教職員に対する当該事例の提供

(2) 教職員に対する介護両立支援制度等の周知

(3) 教職員に対する介護両立支援制度等に係る請求又は申出の促進に関する方針の周知

(4) 前3号に規定するもののほか、別に定める措置

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（教育委員会事務局総務部教職員人事課）